

## 米空軍嘉手納基地所属F 1 5イーグル戦闘機の墜落事故に関する抗議決議

5月28日午前8時30分ごろ、米空軍嘉手納基地所属のF 1 5イーグル戦闘機1機が、国頭村安田の東南東約59キロ沖の訓練空域で訓練中、海上に墜落する事故が発生した。

F 1 5戦闘機については、2002年8月及び2006年1月に墜落事故が相次いで発生しており、その原因も明らかにされないままの今回の事故に強い憤りを覚える。

また、墜落現場の訓練海域近くでは、漁師も操業しており、漁業関係者からは「安心して漁ができる環境を早く提供する必要がある」と、あらためて訓練海域の返還を求める声も出ている。

これまで事故発生たびに、原因究明と公表、再発防止策の徹底を訴えてきたが一向に改善されないまま事故が繰り返されているのは極めて遺憾である。

嘉手納基地のF 1 5戦闘機は、構造的欠陥と製造からすでに30年余が経過しており、その老朽化が指摘されながら、整備点検・安全管理体制の問題も充分説明されていない。このような戦闘機がわれわれの頭上を飛び交い、激しい訓練をして事故を繰り返すことに、満身の怒りをもって断固抗議する。

よって、北谷町議会は住民の生命・財産・安全と平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに解決するよう強く要求する。

### 記

- 1 事故原因の徹底究明と安全性確認までの間、安全性の担保のない機種はF 1 5戦闘機を含め全面飛行中止すること。
- 2 具体的な事故再発防止策を策定し、事故原因を公表すること。
- 3 F 1 5戦闘機部隊は嘉手納基地から撤退すること。

以上、決議する。

平成25年5月31日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米国総領事  
在日米軍沖縄地域調整官 嘉手納基地第18航空団司令官

## 米空軍嘉手納基地所属F 1 5イーグル戦闘機の墜落事故に関する意見書

5月28日午前8時30分ごろ、米空軍嘉手納基地所属のF 1 5イーグル戦闘機1機が、国頭村安田の東南東約59キロ沖の訓練空域で訓練中、海上に墜落する事故が発生した。

F 1 5戦闘機については、2002年8月及び2006年1月に墜落事故が相次いで発生しており、その原因も明らかにされないままの今回の事故に強い憤りを覚える。

また、墜落現場の訓練海域近くでは、漁師も操業しており、漁業関係者からは「安心して漁ができる環境を早く提供する必要がある」と、あらためて訓練海域の返還を求める声も出ている。

これまで事故発生たびに、原因究明と公表、再発防止策の徹底を訴えてきたが一向に改善されないまま事故が繰り返されているのは極めて遺憾である。

嘉手納基地のF 1 5戦闘機は、構造的欠陥と製造からすでに30年余が経過しており、その老朽化が指摘されながら、整備点検・安全管理体制の問題も充分説明されていない。このような戦闘機がわれわれの頭上を飛び交い、激しい訓練をして事故を繰り返すことに、満身の怒りをもって断固抗議する。

よって、北谷町議会は住民の生命・財産・安全と平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに解決するよう強く要請する。

### 記

- 1 事故原因の徹底究明と安全性確認までの間、安全性の担保のない機種はF 1 5戦闘機を含め全面飛行中止すること。
- 2 具体的な事故再発防止策を策定し、事故原因を公表すること。
- 3 F 1 5戦闘機部隊は嘉手納基地から撤退すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年5月31日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣  
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方担当）  
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長